

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年11月1日から40年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日に係る記録を40年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月14日から38年3月1日まで
② 昭和38年11月1日から40年2月1日まで

私は、有限会社Aに昭和35年9月から40年1月まで継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録では、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

これらの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和40年1月末日まで有限会社Aに勤務し、退職後すぐに次の勤務先であるB株式会社に就職した。」としているところ、複数の同僚及びB株式会社の元事業主の妻の供述から、申立人は申立期間②について、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は当該事業所において運転手として勤務したとしているが、複数の同僚は「申立人は運転手であった。」と供述しており、申立期間②と申立期間②の直前に当たり、かつ厚生年金保険の加入期間とされている昭和38年3月1日から同年11月1日までの期間について、申立人の勤務形態及び業務内容等に変更は無い上、当該事業所において申立人と同様の業務に従

事していたことが確認できる者3人は、社会保険事務所の記録上、いずれも申立期間②に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、当該事業所における厚生年金保険の加入状況等について、複数の同僚は、同保険の被保険者資格の喪失時期と退社した時期はおおむね一致している旨供述していることから、当該事業所では退社日に同資格を喪失とする取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について有限会社Aに勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していること等から、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届等のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和38年11月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る38年11月から40年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、社会保険事務所の記録上、申立人は、当該事業所で昭和35年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年12月14日に同資格を喪失した後、38年3月1日に同事業所において同資格を再取得しており、申立期間①の加入記録が無いとされているが、申立期間①当時、当該事業所において同保険の加入記録が確認できる者は事業主を含め4人であり、申立人と同じ業務内容の者の加入記録が確認できない上、上記同僚は、申立期間①当時に当該事業所に勤務していた従業員数について「50人ぐらいだった。」と供述していることから、従業員全員を同保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所の記録から、当該事業所は平成8年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていると同時に、元事業主も既に死亡している上、元役員の所在も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚

生年金保険の加入状況を確認できる関連資料及び供述が得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立人の健康保険の整理番号は当該事業所における二度の資格取得の際に同じ番号が使用されているものの、申立人以外にも同様の取扱いとなっている被保険者が複数見られることから、単純な転記誤りであった可能性が高く、そのことを理由に社会保険事務所の記録管理に誤りがあったとは言い難い上、申立期間①について申立人の加入記録は見当たらない。

加えて、申立期間①について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月6日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を同年1月6日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から50年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和49年4月からA事業所に勤務しており、一緒に勤務した同僚と厚生年金保険があつて良かったと話をしたことを覚えている。

勤務した期間と厚生年金保険の加入期間が相違しているため、厚生年金保険の加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、当該事業所から提出のあった雇用関係資料には、申立人の雇用予定期間として昭和50年1月6日から同年3月31日までとの記載があり、同期間について申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の後継事業所では、「申立人は、申立期間のうち昭和50年1月から同年3月まで勤務し、厚生年金保険料を控除していた。」として

いる上、当時の規則に基づき、「日々雇用の従業員の雇用があった場合は、当該従業員について、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険に関するそれぞれの法律に基づいて、当該保険の加入手続をとることとしていた。」と回答している。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人は、申立期間及びその一部について、厚生年金保険に加入していることが確認できるとともに、いずれも「当該事業所における自身の勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致しており、試用期間は無かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月 6 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 事業所における昭和 50 年 4 月の社会保険事務所の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ昭和 50 年 4 月 1 日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 50 年 1 月から同年 3 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人が勤務していたとする事業所に提出した「履歴書」には、昭和 50 年 1 月から当該事業所で臨時勤務した旨の記載があり、当該事業所が保管する関連資料に記載された内容（48 年 8 月から 49 年 12 月まで在家庭）と勤務期間が一致しているほか、当該事業所では、49 年 4 月から同年 12 月までの期間について、「申立人が勤務していたことを確認できる関連資料は無い。」としており、申立期間のうち 49 年 4 月 1 日から 50 年 1 月 5 日までの期間の勤務実態は確認できない。

また、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた二人から聴取したものの、昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの期間における勤務事実を確認できる供述は得られなかった。

さらに、申立期間のうち昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業

主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和49年4月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を平成5年9月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月22日から同年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、平成4年8月にC株式会社D工場に入社し、5年9月22日にA株式会社B工場に転勤となった。両社は系列会社で給与も引き続き支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社から提出された人事異動簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間について当該事業所に勤務し（平成5年9月22日にC株式会社D工場からA株式会社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における平成5年10月の社会保険事務所の記録から26万円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないとしている上、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、同事業所は申立人の資格取得日を平成5年10月1日として社会保険事務所に届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月25日から同年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、途中転勤はあったものの、申立期間を含め、A事業所に継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の後継事業所から提出があった人事記録によると、申立人は、昭和39年4月1日に臨時職員としてA事業所に採用され、40年4月1日から正職員として勤務しており、申立期間を含め当該事業所に継続して勤務していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録上、申立人は、昭和39年4月1日から当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるとともに、上記人事記録の記載から、申立期間とその直前の期間については、勤務場所、雇用形態及び業務内容は同一であることが確認できる。

さらに、当該事業所の後継事業所では「申立人の厚生年金保険の加入記録が欠落している昭和40年2月25日から同年4月1日までの期間に勤務先の

異動が無いこと及びその後の採用経緯等を思料すると、39年4月1日から40年4月1日まで継続して厚生年金保険に加入していたものと判断するのが相当である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和40年1月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和55年10月7日から同年11月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年10月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、昭和55年11月から56年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、55年11月は8万6,000円、同年12月は7万6,000円、56年2月から同年4月までの期間及び同年6月は8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和55年11月から56年9月まで（昭和56年1月、同年5月及び同年7月から同年9月までの期間を除く。）の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月7日から同年11月18日まで
② 昭和55年11月18日から56年10月1日まで
③ 昭和60年11月1日から平成8年5月18日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①については厚生年金保険に加入していた事実が確認できず、申立期間②及び③については、標準報酬月額が相違していた。

しかし、私は、昭和55年10月7日からA事業所（申立期間①及び②）に勤務しており、所持している55年11月の給与明細書では厚生年金保険料が控除されている。

また、昭和55年12月から56年10月までの給与から控除されている保

除料額が社会保険庁の標準報酬月額と相違している。

さらに、私は、昭和 60 年 9 月 2 日から株式会社 B（申立期間③）に勤務し、給与は口座振込と現金に分けて受け取っていたが、振り込まれた額のみで標準報酬月額が計算されており、現金で受け取った額が標準報酬月額に加味されていない。

各申立期間の年金記録について、調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、昭和 55 年 10 月 7 日から A 事業所に勤務し、55 年 10 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が雇用保険被保険者資格の取得日である昭和 55 年 11 月 18 日と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書において確認できる保険料控除額から 56 年 6 月は 8 万円とし、申立人の給与明細書において確認できる報酬月額から、55 年 11 月は 8 万 6,000 円とし、申立人の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、同年 12 月は 7 万 6,000 円、56 年 2 月は 8 万円とし、申立人及びその妹の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、同年 3 月及び同年 4 月は 8 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち、昭和 56 年 3 月については、給与明細書が無く、

控除された保険料額が確認できないものの、i) 申立事業所において、申立人と同様の業務に従事していたその妹が、申立期間②当時、申立人と一緒に勤務していた旨供述していること、ii) 申立人は、その妹の 56 年 4 月の給与支給額及び厚生年金保険料控除額等を記載したメモを所持しており、そのメモの記載から、厚生年金保険料として、3,560 円が控除されていたことが確認できること、iii) 同年 8 月の申立人及びその妹の給与明細書上の金額は、すべての項目において一致していることが確認できること、iv) 社会保険庁の記録上、申立人とその妹の当該事業所における標準報酬月額と同水準で推移していることから、申立人に対し、報酬月額 8 万円に相当する給与が支給され、同年 3 月の保険料として、申立人の給与から標準報酬月額 8 万円に相当する保険料が控除されていたものと認められる。

また、昭和 56 年 1 月及び同年 5 月は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、申立人の給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と一致しており、さらに、同年 7 月から同年 9 月までの期間は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、申立人の給与明細書において確認できる報酬月額及び控除保険料に見合う標準報酬月額がすべて一致しているため、上記特例法による保険給付の対象とはならず、記録の訂正は認められない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間（昭和 56 年 1 月、同年 5 月及び同年 7 月から同年 9 月までの期間を除く。）の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、平成元年 8 月に随時改定（11 万円に変更）が行われたものの、随時改定前（9 万 8,000 円）の保険料が控除されている同年 8 月及び同年 9 月を除き、申立人が提出した給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額は、全期間にわたり一致している。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不自然さは無く、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間③の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、勤務した株式会社Aを平成2年12月31日に退職し、3年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したはずで、所持している3年1月の給与明細書でも厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、株式会社Aに平成2年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成2年11月の社会保険庁の記録及び3年1月の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成3年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを2年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和36年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年1月15日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和36年1月の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間に株式会社Aで正社員として勤務したので、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする株式会社Aは、社会保険事務所の記録によると、申立期間のうち、昭和36年1月1日以降は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人から提出された写真により、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同姓同名で生年月日が異なる者が、当該事業所において昭和36年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年1月15日に同資格を喪失していることが確認できるところ、申立人は、申立期間当時、当該事業所に同姓同名の従業員はいなかったと供述している。

さらに、当該記録に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、基礎年金番号

に統合されておらず、現在、該当者がいない記録とされている。

加えて、上記被保険者名簿上、当該記録の次欄に記載された被保険者に係る生年月日は申立人の生年月日である昭和 15 年*月*日と記載されている上、さらにその次欄に記載された被保険者の生年月日も 54 年 1 月に訂正処理されているなど、社会保険事務所において上記被保険者名簿の作成時に、記載誤りがあった疑いが強く、当該記録は申立人に係るものであると推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該事業所において昭和 36 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 1 月 15 日に同資格を喪失した旨の届出を事業主により社会保険事務所になされたことが認められる。

なお、昭和 36 年 1 月の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する今回統合する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、当該事業所は社会保険事務所の記録によると、申立期間のうち、昭和 35 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主等の所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できる関連資料及び供述が得られない。

さらに、申立人が当該事業所に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い上、当該事業所の関係者は、「当該事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 36 年 1 月 1 日であり、従業員は 35 年 12 月 31 日までは同保険に加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかった。」としており、申立てを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、申立期間のうち昭和 35 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間及び 36 年 1 月 15 日から同年 3 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和 35 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間及び 36 年 1 月 15 日から同年 3 月 1 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 50 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間当時はA市に住んでおり、婚姻後は私と元夫の二人分の国民年金保険料を市役所窓口において現金で納付し続けてきた記憶があるので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その供述から 20 歳となった昭和 45 年*月から婚姻する 47 年 2 月までの期間については、実父母が住むB市には居住しておらず、当該期間における国民年金保険料は、実父が納付していたと思うとしているが、実父母は既に死亡している上、申立人から聴取しても当該期間当時の記憶が定かではなく、国民年金の加入時期、保険料の納付状況等は不明である。

また、実父母の居住地を管轄するC社会保険事務所に照会したが、申立人が 20 歳となった昭和 45 年*月の前後の期間に申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、申立人が所持する年金手帳の住所欄で確認できる最初の住所はA市であり、申立人がB市において国民年金に加入した形跡は認められない。

さらに、D社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及び元夫の同手帳記号番号は、昭和 51 年 2 月 27 日に連番で払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続はこの時期に行われたものと推測され、これを前提とすれば、申立期間の大部分の期間については時効により納付できない期間となり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、婚姻後はA市において、申立人とその元夫の国民年金保険料を一緒に市役所で納付していたと主張しているが、申立期間については、申立人の元夫も申立人と同様に未納とされ、申立期間直後に当たる昭和50年4月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 6 月 29 日まで
② 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 4 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①及び②にA（株）に契約社員として勤務しており、保管している平成 14 年 9 月分の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が給与から差し引かれているため、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA（株）は、社会保険事務所の記録から、申立期間①及び②当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人から提出のあった給与明細書及び当該事業所から提出のあった賃金台帳等から、申立期間②当時、申立人は当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所では、「申立人は、当社に平成 14 年 1 月に採用された。採用前に申立人が勤務していたB（株）の廃業に伴い、同社に勤務していた申立人を含む複数の従業員を受け入れたものである。申立人は入社時点では契約社員で高齢でもあったので厚生年金保険への加入を見合わせたが、雇用期間が長くなったこと等を理由に 15 年 5 月 1 日から同保険に加入させた。」と回答しているところ、i) A（株）の賃金台帳等によると、同社での申立人の採用年月日は 14 年 1 月 7 日であり、申立期間①は同社に勤務していないこと、ii) A（株）がB（株）から業務を請け負った際の関係書類

及び申立人の履歴書から、申立人はA（株）に採用される前はB（株）に勤務していたこと、iii）当該事業所で保管している「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」上、同社における申立人の厚生年金保険の資格取得年月日は、15年5月1日であることが確認できる。

また、申立人から提出のあった平成14年9月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるが、当該給与明細書について当該事業所では、「支払年月の入力誤りであり、14年9月分ではなく15年9月分の給与明細書である。」と回答しており、同明細書の記載内容を見ると、当該事業所が保管する15年9月分の賃金台帳の記載内容と一致する上、当該事業所から入手した平成14年分の給与所得の源泉徴収票に社会保険料が記載されていないことから、当該給与明細書の記載をもって、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたものとは認め難い。

さらに、申立人から提出のあった「健康保険厚生年金保険資格喪失等連絡票」（B（株）が申立人に発行）によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日は平成12年3月31日とされており、社会保険庁の記録と一致することから、申立人は、申立期間①について、B（株）においても厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

加えて、C健康保険組合に対し、申立人の健康保険の加入状況について照会したところ、「申立事業所における健康保険の加入期間は平成15年5月1日から16年4月20日までである。」との回答であり、A（株）における厚生年金保険の加入記録及び社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。